

総合評価落札方式における履行確実性の 審査・評価内容及び追加資料

1 調査基準価格等

以下の調査基準価格等は、調査基準価格及び品質確保基準価格のことをいう。

2 調査基準価格

調査基準価格は、次の表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった①から④までに掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、測量業務及び地質調査業務以外に係る契約については、その額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格の110分の100に相当する額に10分の8を乗じたうえで、100分の110を乗じた額とし、10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格の110分の100に相当する額に10分の6を乗じたうえで、100分の110を乗じた額とし、測量業務に係る契約については、その額が予定価格に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格の110分の100に相当する額に10分の8.2を乗じたうえで、100分の110を乗じた額とし、10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格の110分の100に相当する額に10分の6を乗じたうえで、100分の110を乗じた額とする。また、地質調査業務に係る契約については、その額が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格の110分の100に相当する額に10分の8.5を乗じたうえで、100分の110を乗じた額とし、3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格の110分の100に相当する額に3分の2を乗じたうえで、100分の110を乗じた額とする。

なお、平成31年4月1日以降の契約で履行期限が平成31年9月30日までの業務については、上記「100分の110」は「100分の108」とする。

また、平成31年3月29日以前の公示した測量業務においては、上記「10分の8.2」については「10分の8」に読み替える

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

土木関係の建設 コンサルタント 業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額 に10分の9を乗 じて得た額	一般管理費等の 額に10分の4.8を 乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額 に10分の9を乗 じて得た額	解析等調査業務 費の額に10分の8 を乗じて得た額	諸経費の額に10 の4.8を乗じて 額
補償関係コンサ ルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額 に10分の9を乗 じて得た額	一般管理費等の 額に10分の4.5 を乗じて得た額

3 品質確保基準価格

予定価格が500万円を超え1000万円以下の業務において、調査基準価格に相当する基準価格として、「品質確保基準価格」を次のとおり設定する。なお、1,000万円超の業務における平均的な調査基準価格の割合を適用している。

業 種 区 分	予定価格に対する割合
土木関係建設コンサルタント業務	75%
測量	78%
地質調査業務	82%
補償関係コンサルタント業務	79%

4 履行確実性の審査のための追加資料

入札参加者の申し込みに係る価格が1の調査基準価格等に満たないときは、以下に掲げる全ての資料の提出を求めるものとする。

- 様式1 当該価格により入札した理由
- 様式2 入札価格の内訳書、入札価格の内訳書の明細書
- 様式2-1 一般管理費等内訳書
- 様式3 当該契約の履行体制
- 様式4 手持の建設コンサルタント業務等の状況
- 様式4-1 手持ち業務の人工
- 様式5 配置予定技術者名簿
- 様式5-1 直接人件費内訳書
- 様式6 手持機械等の状況（測量・地質調査業務に限る）
- 様式7 過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者
 - ・再委託先からの見積書（再委託先の押印があるもの）
 - ・過去3カ月分の給与支払額が確認できる給与明細書、賃金台帳の写し及び、過去3カ月分の法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写し
 - ・給与規則の提示
 - ・第三者照査受託予定書（受託予定企業の押印があるもの。第三者照査の実施が定められている業務に限る）

配置予定技術者名簿には、配置予定技術者（管理技術者、担当技術者、照査技術者）及び再委託先技術者を記載するものとする。

なお、提出者の都合による追加資料の提出後の修正及び再提出は認めない。

3 技術提案の履行確実性の審査・評価方法の概要

(1) 技術提案の履行確実性の審査は、技術提案書（履行確実性の審査に必要な部分に限る。）、本文〇. のヒアリング及び2の追加資料等をもとに行い、技術提案の確実な履行の確保が認められる場合には、技術提案に係る評価点（以下「技術提案評価点」という。）をその履行確実性に応じて付与する。

なお、ヒアリングに応じない場合及び追加資料の提出を求められた者が追加資料を提出しない場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。

(2) 履行確実性の具体的な審査・評価方法は、①業務内容に対応した費用が計上されているか、②配置予定技術者（照査予定技術者を除く。以下同じ。）に適正な報酬が支払われることになっているか、③品質管理体制が確保されているか、④再委託先への支払いは適正かをそれぞれ審査し、①から④までの各項目毎に審査した上で、5段階（A～E）で総合的に評価する。

(3) 審査の目安は、次のとおりとする。

①業務内容に対応した費用が計上されているか。

審査内容	様式	審査の目安
直接人件費、直接経費、その他原価、一般管理費等が必要額を確保しているかを審査する。	様式1 様式2 様式2-1 様式5-1 様式6	○業務内容に応じて、全て必要額 [*] 以上を確保している又は必要額を下回った費用についてはその理由が明確である。 ×必要額を下回った費用に関する理由が明確でない。 ×提出資料が不十分であり、ヒアリング等を通じても審査する情報が十分でない。（また、ヒアリング結果と、提出資料の内容に大幅な変更がある場合は、提出資料が不備であるとして「×」とする。）

必要額は、1の表業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」（平成16年6月10日付け国官会第367号）に基づいて算出される。調査基準価格算出の基礎となった①～④のそれぞれの項目に記載された額とする。なお、品質確保基準価格においても調査基準価格に準じる。

②配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか。

審査内容	様式	審査の目安
配置予定技術者への適正な報酬の支払いが確保されているか。	様式3 様式5 様式5-1 過去3カ月分の給与明細書、賃金台帳及び法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写し 給与規則の提示	○業務内容に応じて、各々の技術者に支払われる報酬が会社等において定められた額以上を確保している又は必要額を下回っていても理由が明確である。 ×明確でない。 ×提出資料が不十分であり、ヒアリング等を通じても審査する情報が十分でない。（また、ヒアリング結果と、提出資料の内容に大幅な変更がある場合は、提出資料が不備であるとして「×」とする。）
配置予定技術者の人工が適正であるか。	様式4 様式4-1 様式7	○業務内容に応じて、人工が必要人工（標準案）を確保している又は人工が必要人工（標準案）を下回っているがその理由が明確である。 ×人工が必要人工（標準案）を下回っており、その理由が明確でない。 ×提出資料が不十分であり、ヒアリング等を通じても審査する情報が十分でない。（また、ヒアリング結果と、提出資料の内容に大幅な変更がある場合は、提出資料が不備であるとして「×」とする。）
上記の2つの内容のいずれも「○」の場合は、項目②の審査結果を「○」とし、それ以外を「×」とする。		

③品質管理体制が確保されているか。

審査内容	様式	審査の目安
照査予定技術者への適正な報酬の支払が確保されているか。	様式 3 様式 5 様式 5-1 過去3カ月分の給与明細書、賃金台帳及び法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写し 給与規則の提示	○業務内容に応じて、各々の技術者に支払われる報酬が会社等において定められた額以上を確保している又は必要額を下回っていても理由が明確である。 ×明確でない。 ×提出資料が不十分であり、ヒアリング等を通じても審査する情報が十分でない。（また、ヒアリング結果と、提出資料の内容に大幅な変更ある場合は、提出資料が不備であるとして「×」とする。）
照査予定技術者の人工は適正であるか。	様式 4 様式 4-1 様式 7	○業務内容に応じて、人工が必要人工（標準案）を確保している又は人工が必要人工（標準案）を下回っているがその理由が明確である。 ×人工が必要人工（標準案）を下回っており、その理由が明確でない。 ×提出資料が不十分であり、ヒアリング等を通じても審査する情報が十分でない。（また、ヒアリング結果と、提出資料の内容に大幅な変更がある場合は、提出資料が不備であるとして「×」とする。）
上記の2つの内容のいずれも「○」の場合は、項目③の審査結果を「○」とし、それ以外を「×」とする。		

第三者照査を行う場合には第三者側の見積書も含めて審査するとともに、①の費用審査にも反映させる。

照査技術者の配置が義務付けられていない場合には、配置予定技術者が成果品の品質に対する全面的な責務を負うことになることから②の審査で代替する。

④再委託先への支払いは適正か。

審査内容	様式	審査の目安
再委託業務内容を再委託先が確認しているか。	様式2 様式3 様式5-1 再委託先見積書	○業務内容に応じて、再委託の内容、金額が明確である。 ×明確でない。 ×提出資料が不十分であり、ヒアリング等を通じても審査する情報が十分でない。(また、ヒアリング結果と、提出資料の内容に大幅な変更がある場合は、提出資料が不備であるとして「×」とする。)

再委託するものがなく、全て自社にて実施する旨の説明があった場合には、更に業務内容に対応した費用の計上や配置予定技術者に対する適正な報酬の支払いについて厳格な審査が必要であることに鑑み、①及び②の審査結果を参考に、再委託業務がないという状況を踏まえた必要額等であるか否かについて審査する。

(4) 評価に当たっては、次の方式により行うものとする。

- ① 調査基準価格等以上の価格で申込みを行った者は、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあるとはされていないことから、技術提案の確実な履行の確保が必ずしも十分にされないと認める具体的な事情がない限り、(2)の履行確実性の評価をAとし、履行確実性度を1.0として評価するものとする。
- ② 調査基準価格等を下回る価格で申込みを行った者は、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、(2)①から④までの審査項目を(3)の審査の目安に沿って評価した結果、○と審査した項目数に応じて、次の表の○と審査した項目数の欄に掲げる評価に対応する履行確実性度を付与するものとする。

○と審査した項目数	評価	履行確実性度
4	A	1.0
3	B	0.75
2	C	0.5
1	D	0.25
0	E	0